

第5部 東海地震事前対応計画

第5部 東海地震事前対応計画

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下、「大震法」という。)の規定に基づき、気象庁が「東海地震に関連する情報」を発表した場合及び内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令した場合の対応については、横浜市防災計画「震災対策編」を準用するとともに、県コンビナート計画を受けて、次のとおり定める。

第1章 警戒宣言の発令に対する事前対策の推進

警戒宣言発令時において、迅速かつ円滑な地震防災応急対策を実施するためには、本市及び防災関係機関はもとより市民、事業所等が、平常時から、警戒宣言に関する知識、警戒宣言等が発せられた場合の対応について、習熟しておくことが必要である。

この章では、警戒宣言の発令に対する事前対策の推進に関して必要な事項を定めている。

第1節 警戒宣言に関する知識の普及

1 警戒宣言についての教育、広報

(1) 本市職員に対する防災教育

「横浜市職員危機管理ポケットブック」や防災教育等を通して、東海地震に関する知識や警戒宣言が発令された場合の対応について、周知徹底を図る。

(2) 市民に対する防災知識の普及

広報よこはまやインターネット等による広報により、警戒宣言に関する知識、地震に対する備え、とるべき措置など防災知識の普及啓発や防災意識の高揚を図る。

2 予知対応型訓練の実施

本市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたという想定に基づき、9月1日の防災の日を中心として、非常参集訓練、本部運営訓練、情報受伝達訓練等の防災訓練を実施し、災害対応力の総合的な向上を図る。

第2章 警戒宣言発令時対策

この章では、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置について定めている。

第1節 本市の活動体制

市長は、警戒宣言が発令されたとき、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準の規定に基づき、現地本部を設置するとともに、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

なお、現地本部については、横浜市防災計画「震災対策編」に基づく、組織及び事務分掌等を準用し、市本部との一体的な運用を図ることとする。

1 情報の種類による本市の配備体制

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される情報	情報連絡体制の確保等を行うため、市・区警戒体制とする。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	情報連絡体制の確立や応急活動の準備を行うため、市・区警戒本部とする。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	広報活動、主要駅等における混乱防止対策、事前避難対策等を行うため、全員配備の市現地本部・区災害対策本部とする。

2 現地本部

- (1) 市長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに市庁舎5階危機管理センターに現地本部を設置する。
- (2) 市長は、現地本部が設置されたときは、直ちにその旨を各区局長及び防災関係機関等に通知する。
- (3) 市長は、現地本部の設置を報道機関に発表する。
- (4) 現地本部が設置されたときは、市庁舎災害対策本部入口に現地本部の標示をする。

3 区本部

- (1) 区長は、警戒宣言が発令され、現地本部長から区本部長設置の指示を受けたときは、直ちに区役所内に区本部を設置する。
- (2) 区長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を現地本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知する。
- (3) 区本部が設置されたときは、区本部室入口に区本部の標示をする。

4 現地本部等の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、市長は本部長（県知事）と協議のうえ現地本部を廃止する。

また、市長は、区長に対し、区本部の廃止の指示を行うとともに、県及び防災関係機関に現地本部廃止の連絡を行う。

区長は、市長から区本部の廃止の指示を受けたときは、区本部を廃止するとともに、防災関係機関に区本部廃止の連絡を行う。